

事業者の皆様へ

～感染急拡大時の事業所における感染拡大防止の取組みについて～



©2014 大阪府もずやん

大阪府における新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大していることから、感染急拡大時の一時的な対応として、保健所における調査は、重症化リスクの高い施設等を優先的にを行っています。事業者の皆様においては、引き続き感染対策の徹底をしていただくとともに、保健所の調査を待たず、陽性者と濃厚接触の可能性のある従業員（裏面-①）の10日間の自宅待機にご協力をお願いします。なお、濃厚接触のあった従業員は、以下の検査実施により、自宅待機期間を短縮することが可能です。

- 予め事業の継続に必要である業務及び従事者を整理し、自宅待機の短縮を実施する者を最小限に限定できること
- 以下のいずれかの検査が実施できる体制がとれること
※検査は事業者の費用負担（自費検査）
- 検査実施にあたっては、濃厚接触の可能性のある従業員の健康観察を確実にし、無症状であることを確認できること
- 10日を待たずに検査陰性により待機を解除した従業員についても、10日経つまでは業務以外の不要不急の外出自粛、可能な限り公共交通機関以外での通勤を指導できること
- 保健所に確認を求められた場合は実施状況等を提示できること

検査について

核酸検出検査（PCR検査）又は抗原定量検査を用いる場合

新型コロナウイルスのPCR検査又は抗原定量検査を実施できる医療機関又は検査機関に、検査を依頼してください。

検査方法

抗原定性検査キットを用いる場合

- ①薬事承認されたものを必ず用いること
- ②厚生労働省の定める確認書にある対応を行うこと
(検査管理者の設置、検査管理者の受検者への検査の説明実施等)
- ③事業者が医薬品卸売販売業者から入手する際は、②の確認書を提出すること。また、入手にあたっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

検査のタイミング

陽性者との最終接触日（0日目）

6日目

7日目

10日目

検査なし

自宅等で待機（無症状）

出勤可能

PCR検査
又は
抗原定量検査

自宅等で待機（無症状）

陰性

出勤可能

抗原定性
検査キット

自宅等で待機（無症状）

陰性

陰性

出勤可能

★ 検査実施

※待機期間中に体調不良になった場合は、速やかにかかりつけ医にご相談ください。

かかりつけ医がない場合等ご相談はこちら

大阪府 受診相談センター

検索

検査結果に伴う対応の詳細は、裏面-②をご確認ください。

このリーフレットに関する問い合わせは大阪府新型コロナ受診相談センター（06-7166-9911）へ

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課



① 事業所内の濃厚接触者確認フロー

職場内での陽性者が感染力を持っている期間は？

- 陽性者が有症状の場合 症状が出た日の2日前(令和 年 月 日)から
- 陽性者が無症状の場合 検体をとった日の2日前(令和 年 月 日)から

陽性者が感染力を持っている期間に陽性者の出勤がありましたか？

はい

いいえ
事業所では感染が広まる可能性は低いです。

従業員との接触は以下のいずれかに該当しますか？

- 車内等で長時間の接触があった
- 手で触れる距離(目安として1メートル)でマスクなしで陽性者と15分以上話をした(工作中、休憩時間、更衣室内での接触も確認してください)


はい

いいえ

- 濃厚接触の可能性のある従業員はいませんが、陽性者の最終出勤日から10日間は事業所内で症状のある人がいないか確認してください。
- 発症した従業員がいる場合は、速やかに医療機関を受診するよう促してください。

上記接触のある職員は濃厚接触の可能性あります。

- 原則、陽性者と最後に接触した日から10日間は自宅待機にしてください。また、濃厚接触のあった従業員には、その間健康観察を行うとともに、以下へ電話して検査受診を促してください。

新型コロナ受診相談センター  大阪府 受診相談センター

検索

※ 10日間を待たずに出勤させる場合は、表面をご覧ください。

② 濃厚接触の可能性のある従業員で、自宅待機期間の短縮のための検査を実施した場合

検査結果を確実に確認し、以下の対応を行ってください。

検査で陰性が確認された場合

- 無症状であり、検査で陰性が確認されている場合は自宅待機の解除が可能です。
- 待機解除後に従業員が業務に従事する際は、事業者において感染対策を徹底してください。
- 待機解除後の従業員に対して、本来の待機期間である10日目までは業務の従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明してください。

検査で陽性が判明した時

- 医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から従業員に対し、医療機関の受診を促し、医療機関の診断結果報告を受けてください。
- ※ 診断により陽性が確定した場合は、医療機関から保健所へ届出がされるため、事業者から保健所への連絡は不要です。